

- コロナの影響を受けた事業者全般に対しては、国の事業復活支援金の申請をはたらきかける。
- 年始からの感染拡大（第6波）の影響を受ける事業者に対しては、その影響が明らかである飲食店等に先行して迅速に定額10万円を給付する。合わせて、同影響を受けるほかの業種（納入事業者等）については、その影響を見極めて同額（10万円）を給付する。

**まん延防止等重点措置の期間に時短要請等に応じる飲食店等**

⇒ 新型コロナ拡大防止協力金の対象（2.5～10万円×時短等要請日数）

**R4.1に第6波の影響を受けている飲食店等**

⇒ 飲食店等事業継続支援金の対象（定額10万円）

**R4.1に第6波による行動抑制の影響を大きく受けている事業者**

⇒ 第6波対応事業継続支援金の対象（定額10万円）

**R3.11～R4.3に新型コロナウイルスの影響を大きく受けている事業者（売上減30%～）**

⇒ 事業復活支援金の対象（個人上限50万円、法人上限250万円）

**新型コロナウイルスの影響を受けている事業者**